

新潟県柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクの利用の活性化を図るとともに、市内への移住及び定住を促進するため、空き家バンクに登録しようとする空き家の所有者等が家財道具等を処分するのに要する経費に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱（平成30年3月告示第46号）による空き家情報を紹介する制度をいう。
- (2) 補助対象空き家 現に居住の用に供されていない個人住宅で、空き家バンクに登録されている物件をいう。
- (3) 所有者等 補助対象空き家について所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 県外からの転入者 補助金の交付申請日において、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、転勤又は就学等に伴い、一時的に居住している又は居住を予定する者を除く。
 - ア 県内に住所を有しておらず県内への転入を予定する者
 - イ 県内に住所を有して3月を経過しない者
- (5) 一般廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を行う者（前号に掲げる者を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市税等に滞納のない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者等で、新潟県柏崎市空き家バンク制度実施要綱第4条第2項の規定による空き家バンク台帳への登録を2年以上継続して受ける者。ただし、補助対象空き家の売却又は賃貸に係る契約が成立した（契約が確実な場合を含む。）所有者等については、入居者が県外からの転入者である場合に限る。

(2) 空き家バンクを通じて補助対象空き家に入居している又は入居を予定する県外からの転入者

2 前項の規定に関わらず、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が一般廃棄物処理業者又は事業者に委託する次に掲げる事業とする。

(1) 空き家に残存する家財道具等の搬出及び処分

(2) 前号に附帯する清掃

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とする。

2 前条第1号の搬出及び処分は、一般廃棄物処理業者が本市で事業を行い、請け負うものに限る。

3 前条第2号の清掃は、本市で事業を行い、請け負うものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更交付申請兼実績報告)

第10条 第8条の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業完了の

日から20日を経過する日までに柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更交付申請書兼実績報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更交付決定通知書兼補助金確定通知書（別記第4号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。